

中間とりまとめ（案）からの主な変更点

【旧】中間とりまとめ（案）

2 ページ

Ⅳ モニタリング指標

本計画の進捗状況を把握するとともに、効果的な推進を図るため、以下のモニタリング指標を設定し、数値を毎年把握します。

- (1) 姫路市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数
- (2) 本市における婦人相談等に占めるDV関連相談件数
- (3) 啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置件数
- (4) デートDVに関する市政出前講座の実施回数
- (5) 住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数

【新】計画（案）

2 ページ

Ⅳ 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策の進捗状況を把握するとともに、効果的な推進を図るため、次の項目について、実績の推移等を継続的に注視していきます。

	項 目	現状値 (令和2年度)
1	姫路市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	延べ454件
2	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置件数	掲示 2か所 配置件数 18か所
3	デートDVに関する市政出前講座の実施回数	1回
4	保護命令申立て時の支援件数	10件
5	市職員向けの研修開催件数、受講者数	—

番号	【旧】 中間とりまとめ（案）	【新】 計画（案）
1	<p>7 ページ</p> <p>➤ <u>障害者、高齢者等の処遇困難事例に対応することが多くなっているため、関係機関と連携した相談体制をとる必要である。</u></p>	<p>7 ページ</p> <p>➤ <u>さまざまな困りごとを抱える方に対応するため、関係機関と連携する必要がある。</u></p>
2	<p>8 ページ</p> <p>○ <u>精神的な障害を持っている被害者、多くの子どもを抱える被害者、妊娠している被害者など個別の事情に応じて、通院時や出産時の病院への同行を含め、医療機関や関係各課と連携して対応した。</u></p>	<p>8 ページ</p> <p>○ <u>障害がある、多くの子どもを抱える、妊娠しているなどの被害者の個別の事情に応じて、通院時や出産時の病院への同行を含め、医療機関や関係各課と連携して対応した。</u></p>
3	<p>15 ページ</p> <p>【施策②】デートDV防止の教育の推進(拡充)</p> <p>中学生、高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、<u>デートDV防止の教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベント等でも啓発冊子を配布します。</u></p>	<p>15 ページ</p> <p>【施策②】デートDV防止の教育の推進(拡充)</p> <p>中学生や高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、<u>同意のない性交渉が性的暴力であることなどデートDVを防止するための教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベントでも啓発冊子を配布します。</u></p>
4	<p>15 ページ</p> <p>【施策③】教職員等に対する啓発の推進(拡充)</p> <p>子どもの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー等がDVに関する理解を深めるための研修等を推進します。特に<u>教員は、児童・生徒へのDV予防教育を行う役割が期待されているため、教員が個々にDVに対する理解や知識を深めることができ、また、職場研修などにも活用できる啓発冊子等の作成を検討します。</u></p>	<p>15 ページ</p> <p>【施策③】教職員等に対する啓発の推進(拡充)</p> <p>子どもの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー等がDVに関する理解を深めることができるよう研修を推進します。特に<u>教職員は、児童・生徒へのDV予防教育の実施やDV被害の早期発見の役割が期待されているため、教職員が個々にDVに対する理解や知識を深めることができ、また、職場研修などにも活用できる啓発冊子等の作成を検討します。</u></p>

番号	【旧】 中間とりまとめ（案）	【新】 計画（案）
5	<p>16 ページ</p> <p>【施策④】 こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）</p> <p>DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことから、<u>こども家庭センター（児童相談所）との連携を一層強化し、被害者保護に取り組みます。</u></p>	<p>16 ページ</p> <p>【施策④】 こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）</p> <p>DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことから、<u>DVと児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえて、こども家庭センターと連携を図ります。</u></p>
6	<p>21 ページ</p> <p>【施策②】 安全な移送の実施 （略）</p> <p>また、被害者の状況に応じて、<u>タクシーなど自動車による移送を行います。</u></p>	<p>21 ページ</p> <p>【施策②】 安全な移送の実施 （略）</p> <p>また、被害者の状況に応じて、自動車による移送を行います。</p>
7	<p>21 ページ</p> <p>【施策④】 警察との緊密な連携 （略）</p> <p>夜間・休日の相談や<u>一時保護</u>の対応は、警察において県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。</p>	<p>21 ページ</p> <p>【施策④】 警察との緊密な連携 （略）</p> <p>夜間・休日の相談や<u>一時保護所への入所</u>の対応は、警察において県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。</p>